

## 健康増進ルーム運営の見直しについて

健康子ども部 健康課

### 1. 経緯

健康増進ルームは市民の生活習慣病予防及び介護予防を目的とし、市民の主体的な健康づくりを運動面から支援する施設として、平成13年10月に開所しました。

近年、全中学校区に総合型地域スポーツクラブが設置されたことや、民間のトレーニング施設が市内に開設したことで、事業開始時に比べて地域で健康づくりに取り組みやすい環境が整ってきている中で、増進ルームのマシンや施設自体の老朽化による修理や工事が必要となっていることや、利用者の高齢化により使用料収入の減少がみられる現状等を踏まえ、運営方法についての見直しを行うことになりました。

### 2. 見直し(案)

市の方針と健康増進ルームの利用状況等を踏まえ、以下の見直しを図ります。

- ① 免除の対象は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ者のみとする。
- ② 新たに木曜日を休所日とする。
- ③ 平日の開所時間を1時間短縮し19時までとする。
- ④ マシンは新規購入を行わず、修理が必要となった場合は廃棄する。
- ⑤ 使用料は現行の1人1回310円から1人1回220円(2時間以内)とする。
- ⑥ 65歳以上の使用料の額については、50%を減免する。

\* 尚、上記の見直しについて、平成30年第4回定例議会に保健福祉センター設置管理条例一部改正として上程し、施行日は平成31年4月1日とする。

### 3. 使用料の算出根拠

◆ 根拠：市「使用料・手数料の見直しにあたっての考え方」に基づき算定  
《積算結果》

- ・ 1人 一般 220円(1回あたり 223.3円)  
1人あたり物件費193.2円+減価償却費30.1円=223.3円
- ※ 直接事業費から見た1人あたりの経費(参考：H30)  
・ 1人あたりの費用 444円 (13,143千円/29,600人)

### 4. 見直しの実施時期

実施日：平成31年4月1日から  
理 由：条例改正及び市民への周知期間が必要なため

### 5. 今後のスケジュール

- ① 庁内外調整：平成30年7月～10月(行政経営戦略会議、健康づくり推進協議会)
- ② 市民説明会：平成30年9月15日(健康増進ルーム利用者説明会)
- ③ 条例改正：平成30年12月議会(白井市保健福祉センター設置管理条例)
- ④ 周知期間：平成31年2月～3月
- ⑤ 運営見直し：平成31年4月1日～

## 6. 参考（健康増進ルーム利用状況）

### 1 利用者及び登録者数累計

	実人数	延人数
28年度	1,021	29,477
29年度	976	29,597

### 2 利用状況

年度	利用者数	内 訳				
		有料入場者	無料入場者	無料者内訳		
				65歳以上	障害手帳保持者	講習会のみ
28年度	29,477	4,126	25,351	24,271	997	83
		14.0%	86.0%	95.8%	3.9%	0.3%
29年度	29,597	3,625	25,972	25,216	697	59
		12.2%	87.8%	97.1%	2.7%	0.2%

### 3 1日あたりの利用状況の推移

	利用者数	有料入場者	無料入場者
28年度	83.3	11.7	71.6
29年度	83.6	10.2	73.4

### 4 ストレッチ教室・筋力トレーニング教室・リハビリ的トレーニング教室

	28年度	29年度
ストレッチ教室	20,558人	20,099人
筋力トレーニング教室	11,969人	12,095人
リハビリ的トレーニング教室		484人

\*リハビリ的トレーニング教室は29年6月より実施

### 5 講習会（健康増進ルーム使用の前に必ず受講）

	28年度	29年度
講習会利用者（登録者数）	455人	413人